

特定非営利活動法人ちくほう結定款

2000年03月06日	制定
2000年11月27日	改定
2004年04月18日	改定
2005年06月24日	改定
2006年05月25日	改定
2007年05月25日	改定
2008年06月25日	改定
2009年06月23日	改定
2010年08月26日	改定
2012年10月30日	改定
2013年09月25日	改定
2017年04月13日	改定
2017年05月29日	改定
2019年05月28日	改定
年 月 日	改定

第1章 総 則

<名称>

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ちくほう結という。

<事務所>

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県田川市大字糴 2156 番地 1 に置く。

- 2 この法人は、前項のほか従たる事務所を福岡県飯塚市立岩 1605-2 に置く。

第2章 目的及び事業

<目的>

第3条 この法人は非営利・協同の理念に基く地域社会の担い手として高齢者や障がい者の切実な介護サービスのニーズに応えると共に、生活支援事業（たすけ合い事業）、相談活動等の枠外事業の拡充に取組み、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる総合的な公的介護保障の充実、平和な地域社会の発展に貢献する事を目的とする。

<特定非営利活動の種類>

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

<事業>

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 介護保険法に基づく訪問介護事業及び第1号訪問事業
- ② 生活支援事業(たすけ合い事業)

- ③生活・介護に関する相談事業
 - ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の受託
 - ⑥福祉サービス業務請負事業
 - ⑦介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - ⑧介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業
 - ⑨サービス付き高齢者向け住宅事業
- (2)その他の事業
- ①自動販売機設置事業
 - ②広告掲載事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

<種別>

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(2)賛助会員

この法人を賛助する為に入会した個人及び団体。

(3)たすけ合い会員

この法人の提供するサービスを受けるために入会した個人。

(4)活動会員

この法人の目的に賛同して入会し、活動に従事する個人。

<入会>

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

<入会金及び会費>

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

<会員の資格喪失>

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

<退会>

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

<除名>

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これ

を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉・信用を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

< 抛出金品の不返還 >

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第 4 章 役員及び職員

< 種別及び定数 >

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以内
 - (2) 監事 2 人
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とし、若干名の常任理事を置くことができる。

< 選任等 >

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超え含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない

< 職務 >

第 15 条 理事長は、この法人を代表しその業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、その担当業務を処理し、副理事長に事故があるときは、理事会であらかじめ指名した順位により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の目的実践のため忠実に業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

< 任期等 >

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、その辞任又は任期が満了しても、後任の役員が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

< 欠員補充 >

第17条 理事又は監事のうち、その定数が3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

<解任>

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の障害のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

<報酬等>

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

4 この法人役員の報酬規程等の備置期間は作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日とする。

<職員>

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任免する

第5章 総 会

<種別>

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

<構成>

第22条 総会は、社員をもって構成する。

<権能>

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要な事項

<開催>

第24条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

<招集>

第25条 総会の招集は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったとき

は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

<議長>

第26条 総会の議長は、その総会において出席した社員のなかから選出する。

<定足数>

第27条 総会は社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

<議決>

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

<表決権等>

第29条 社員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

<議事録>

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

<構成>

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

<権能>

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項

<開催>

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

<招集>

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

<議長>

第35条 理事会の議長は、その都度互選による。

<議決>

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

<表決権等>

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

<議事録>

第38条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

<資産の構成>

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

<資産の管理>

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

<会計の原則>

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。(予算準拠の原則・正規の簿記の原則・真実性、明瞭性の原則・継続性の原則)

<会計及び資産の区分>

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種類とする。

- 2 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

<事業計画及び予算>

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

<暫定予算>

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

<予備費の設定及び使用>

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

<予算の追加及び更正>

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

<事業報告及び決算>

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

<事業年度>

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

<臨機の措置>

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負

担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

<定款の変更>

- 第 5 0 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 2 5 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く)
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
 - (10) 定款の変更に関する事項

<解散>

- 第 5 1 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

<残余財産の帰属>

- 第 5 2 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 1 1 条第 3 項に掲げるもののうち、解散時の総会で定めた法人に譲渡するものとする。

<合併>

- 第 5 3 条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

<公告の方法>

- 第 5 4 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑 則

<細則>

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、法人成立の日（2000 年 3 月 6 日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山岸 義照
副理事長	森中 鎮雄
理 事	上田 光代
同	大里 久美子
同	大須賀 實
同	小川 健一
同	荻野 章子
同	古瀬 俊一郎
同	城 利彦
同	谷垣 務
同	谷口 路代
同	田中 隆
同	平田 嘉文
同	平田 ミチ子
同	芳中 雅美
監事	鬼塚 かよ子
同	加治 万里
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2000 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2000 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	0 円
(2) 年間会費	1,000 円